

【競争力のある漁業経営体の育成】

平成28年8月5日

水産庁

目 次

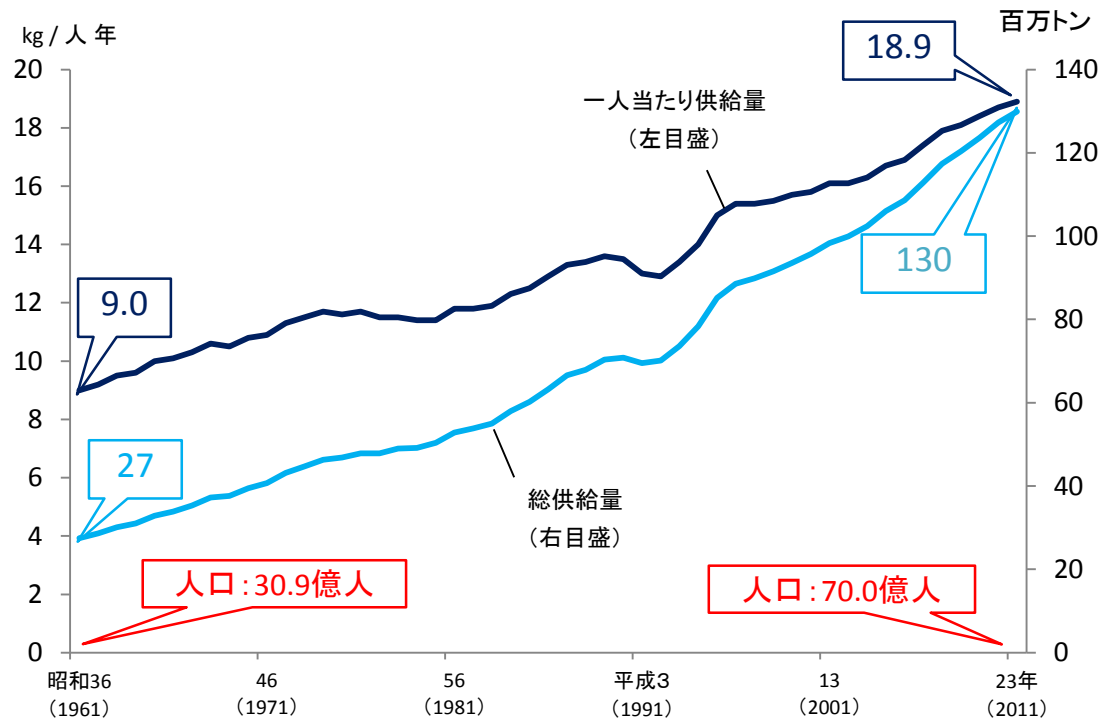
- I . 効率的かつ安定的な漁業経営体の育成
- II . 新規就業者の育成・確保
- III . 水産業における女性の参画の促進
- IV . 融資・信用保証等の経営支援の的確な実施

I . 効率的かつ安定的な漁業経営体の育成

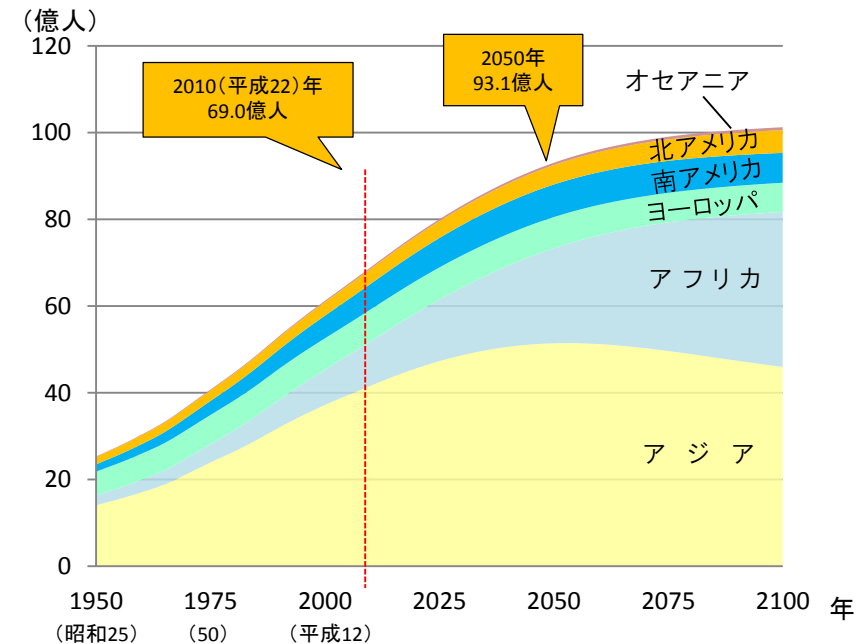
I. 効率的かつ安定的な漁業経営体の育成<高まる世界の水産物需要>

- 欧米での健康志向の高まりや、中国等の経済発展により、世界の食用水産物消費量は、年々増加。世界の1人当たり年間水産物供給量(※)は、約50年間で2倍に増加。
- 国連の予測によれば2040年の世界の人口は90億人と、2010年の70億人から3割増加するとされており、世界の水産物の総需要量は、今後も増加していくことが見込まれる。

世界の1人当たりの食用魚介類供給量の推移



世界の人口の推移と将来予測



資料: United Nations 「World Population Prospects」

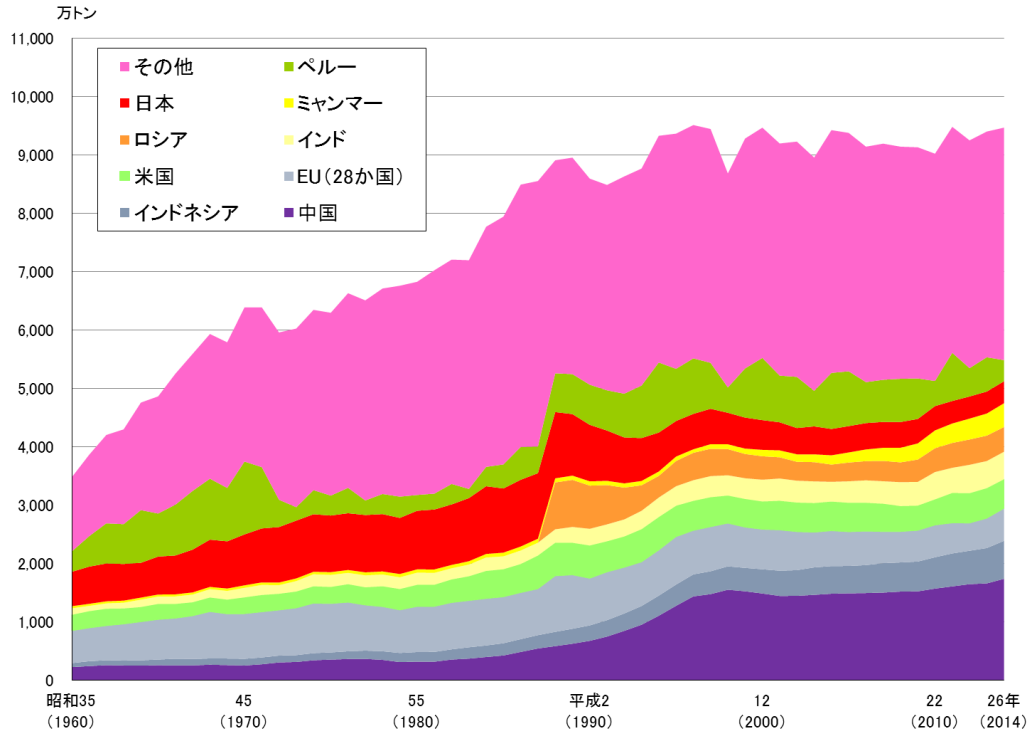
資料: FAO「Food balance sheets」及び農林水産省「食料需給表」
「漁業・養殖業生産統計年報」

※ 国連食糧農業機関(FAO)は、国内生産量、輸入量、在庫の増減等から各国の「食用魚介類国内供給量」を算出。この値は、各国の国内消費量に近似している。

I. 効率的かつ安定的な漁業経営体の育成〈世界の漁業・養殖業の状況〉

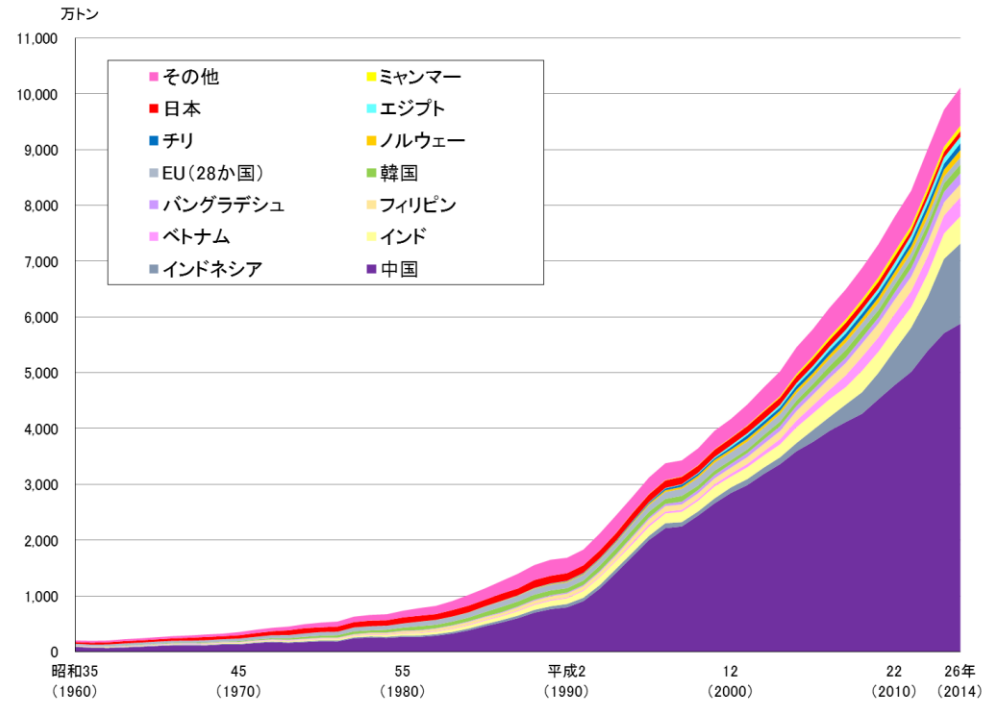
- 2014年(平成26年)の世界の漁業生産量は、9,466万トン。増産の余地のある海洋生物資源が減少し、世界の海面漁業生産量は頭打ち。
- 2014年(平成26年)の世界の養殖業生産量は、1億140万トン。養殖生産量は増大を続けているが、中長期的にみると、養殖適地に限りがあることなどの制限要因により、生産量の増大にも限界がある可能性。

国別世界の漁業生産量の推移



資料:FAO「Fishstat(Capture production 1960-2014)」及び
農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」

国別世界の養殖業生産量の推移

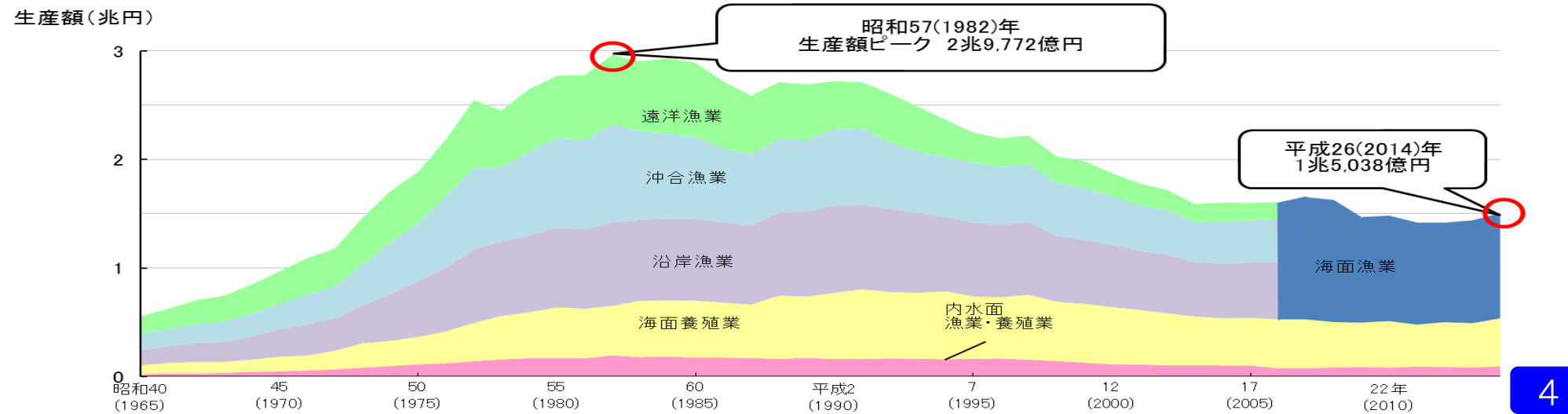
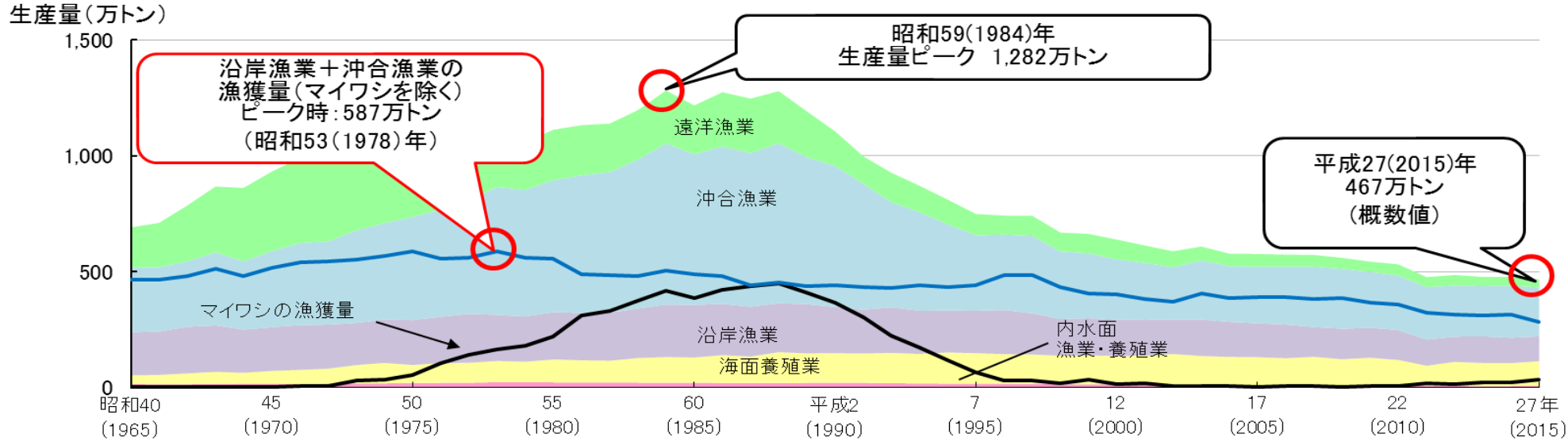


資料:FAO「Fishstat(Aquaculture production 1960-2014)」及び
農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」

I. 効率的かつ安定的な漁業経営体の育成<我が国の漁業の現状>

○ 漁業生産額、生産量は、①環境変動や国際情勢の変化を受けた資源的な制約、②漁業に係るコストの上昇（それによる漁業活動の自制・縮小）により、長期的にみて減少傾向にあるが、目下のところ下げ止まりの兆しもみられる。

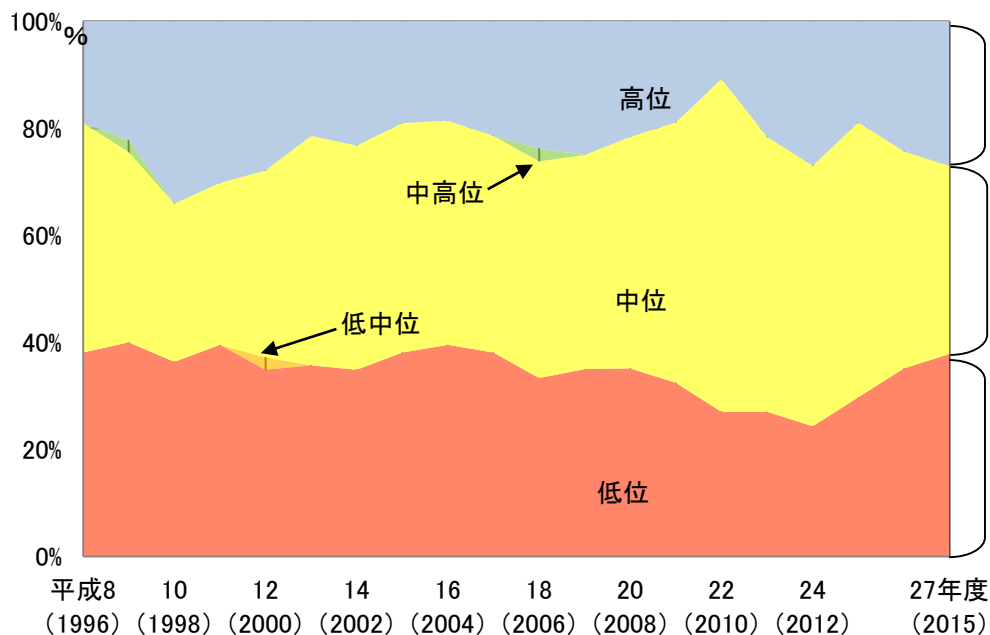
漁業生産量と生産額の推移



I. 効率的かつ安定的な漁業経営体の育成<資源の現状>

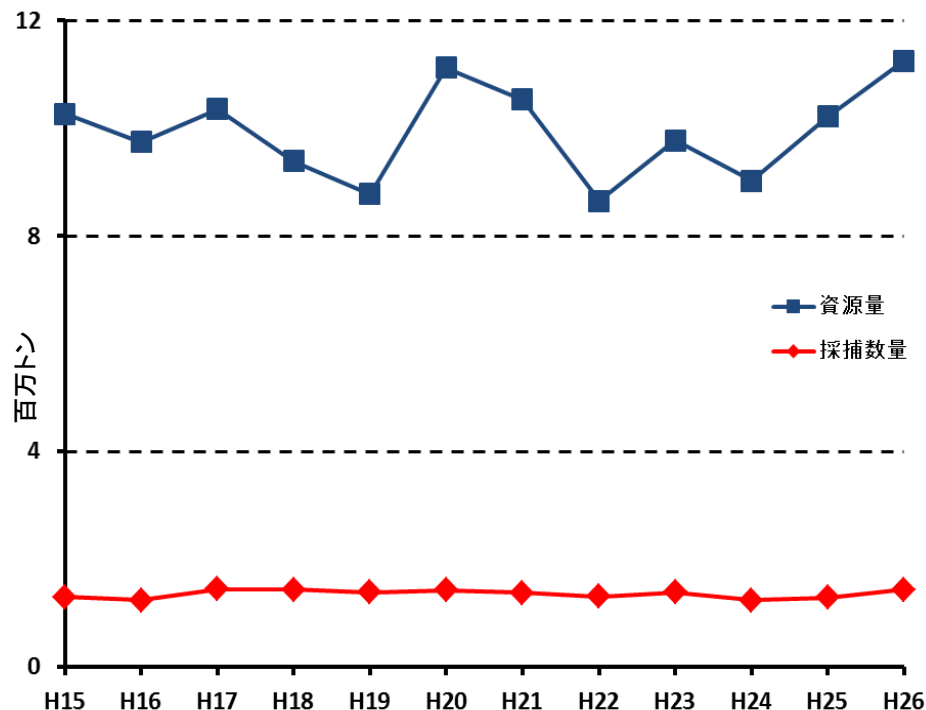
- 漁業は、計画的な資源管理によって、限られた水産資源を持続的に利用できるようにする必要。
- また、こうした資源は自然環境等の変化の影響を大きく受け年々変動しうるが、中長期的な傾向としては、特に我が国の主要魚種について、大きく増加するような状態にない。
- このため、漁獲量を大きく増加させることは難しい。

主要16魚種37系群の資源水準の推移
(高位、中位、低位にある系群数の割合の推移)



※魚種によって最適な生育環境が異なるため、常に高位と低位の魚種が同時に存在する。

TAC魚種の漁獲量・資源状況の推移



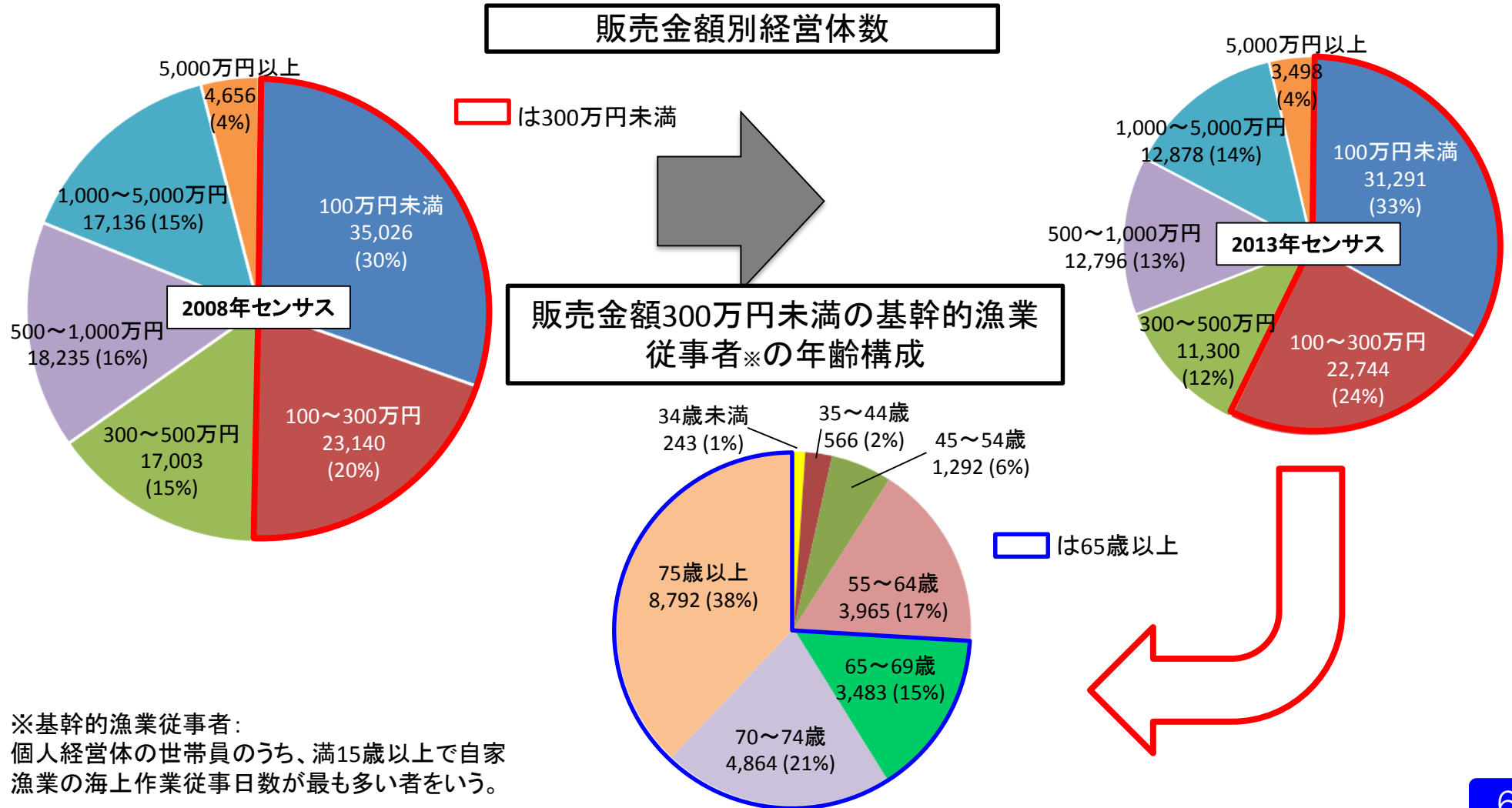
資料：水産庁・(国研)水産総合研究センター「我が国周辺水域の漁業資源評価」から水産庁で作成

※TAC魚種：さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、するめいか、ずわいがに

※TACは平成9年(1997年)から導入しているが、TAC対象魚種全体の資源量が推定可能となったのが平成15年(2003年)から(それまではサンマの資源量がなかった)であるため、当該グラフは平成15年からの推移としている。

I. 効率的かつ安定的な漁業経営体の育成〈漁業構造の現状〉

- 我が国の漁業経営体は、販売金額が300万円未満の経営体が全漁業者の6割弱を占める。また、漁業経営体数が全体として減少傾向である中で、こうした零細漁業経営体の割合が増加している。
- 経営体の9割以上を占める個人経営体でみると、販売金額300万円未満の漁業者については、65歳以上が約74%を占めている。



I. 効率的かつ安定的な漁業経営体の育成〈基本法の構造〉

(水産物の安定供給の確保)

第2条 「将来にわたって、良質な水産物が合理的な価格で安定的に供給されなければならない」

(水産業の健全な発展)

第3条

「国民に対して水産物を供給する」使命を有する

- 「水産資源を持続的に利用しつつ」
- 「高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即した漁業生産並びに水産物の加工及び流通が行われる」

水産業の健全な発展を図るため、

「効率的かつ安定的な漁業経営が育成され」

「漁業、水産加工業及び水産流通業の連携が確保され」

「漁港、漁場その他の基盤が整備される」

(効率的かつ安定的な漁業経営の育成)

第21条 「効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、」

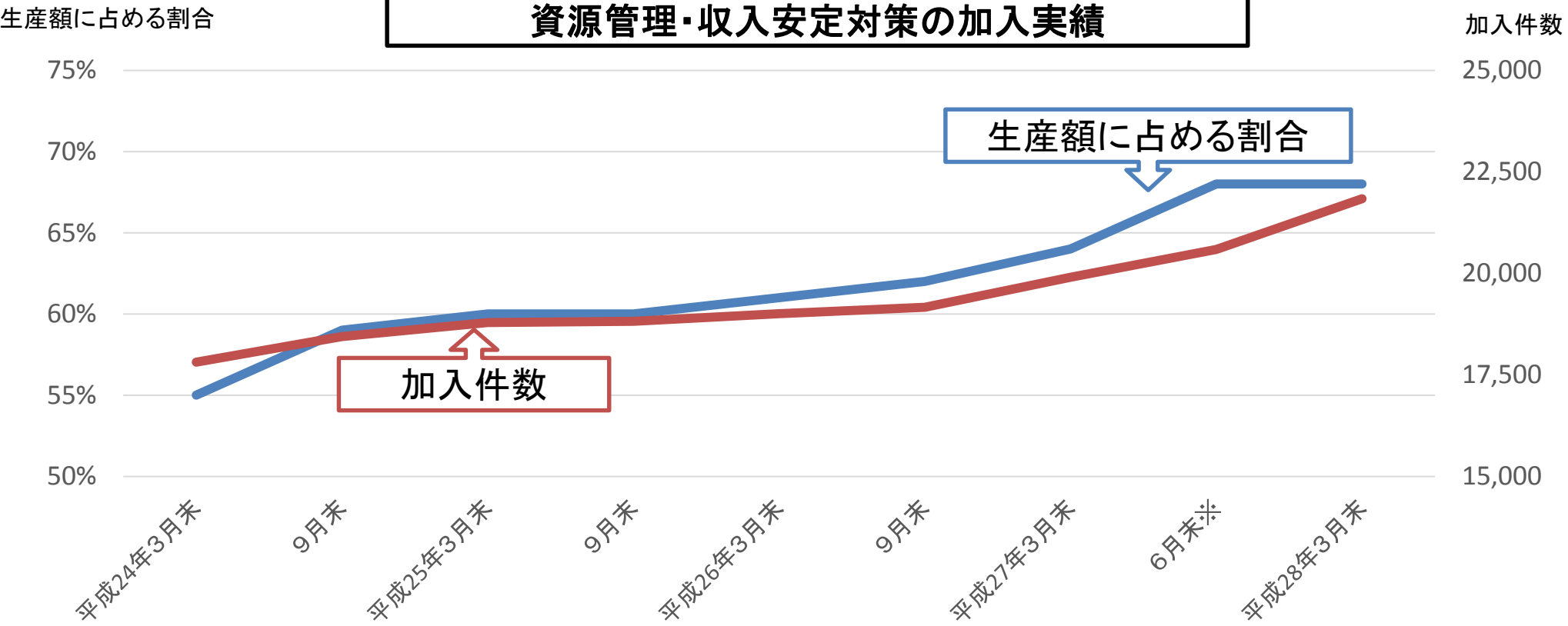
「経営意欲のある漁業者が創意工夫を生かした漁業経営を展開するようにすることが重要」

〈漁業の種類及び地域の特性に応じ〉
「経営管理の合理化に資する条件の整備」
「漁船その他の施設の整備の促進」
「事業の共同化の推進」
「その他漁業経営基盤の強化の促進に必要な施策」
を講じる

I. 効率的かつ安定的な漁業経営体の育成〈効率的かつ安定的な経営〉

- 現行水産基本計画においては、10年後(平成34年度)を目途に、経営として漁業を行う者の大宗(我が国漁業生産額のおおむね9割に相当)が資源管理・漁業所得補償対策(現行の資源管理・収入安定対策に相当)に加入しつつ、より収益性の高い漁業経営を実現することを施策の目標に設定。
- 収入安定対策については、現行水産基本計画の策定当時(平成24年3月末)には、その加入率が生産額ベースで55%であったが、平成28年3月末には68%と伸長。
- 一方で、収入安定対策への加入状況を見てみると、加入件数は増加する一方で、加入者の漁業生産額に占める割合の伸び率は低下しており、零細漁業者の割合が増加していることが推察される。

資源管理・収入安定対策の加入実績



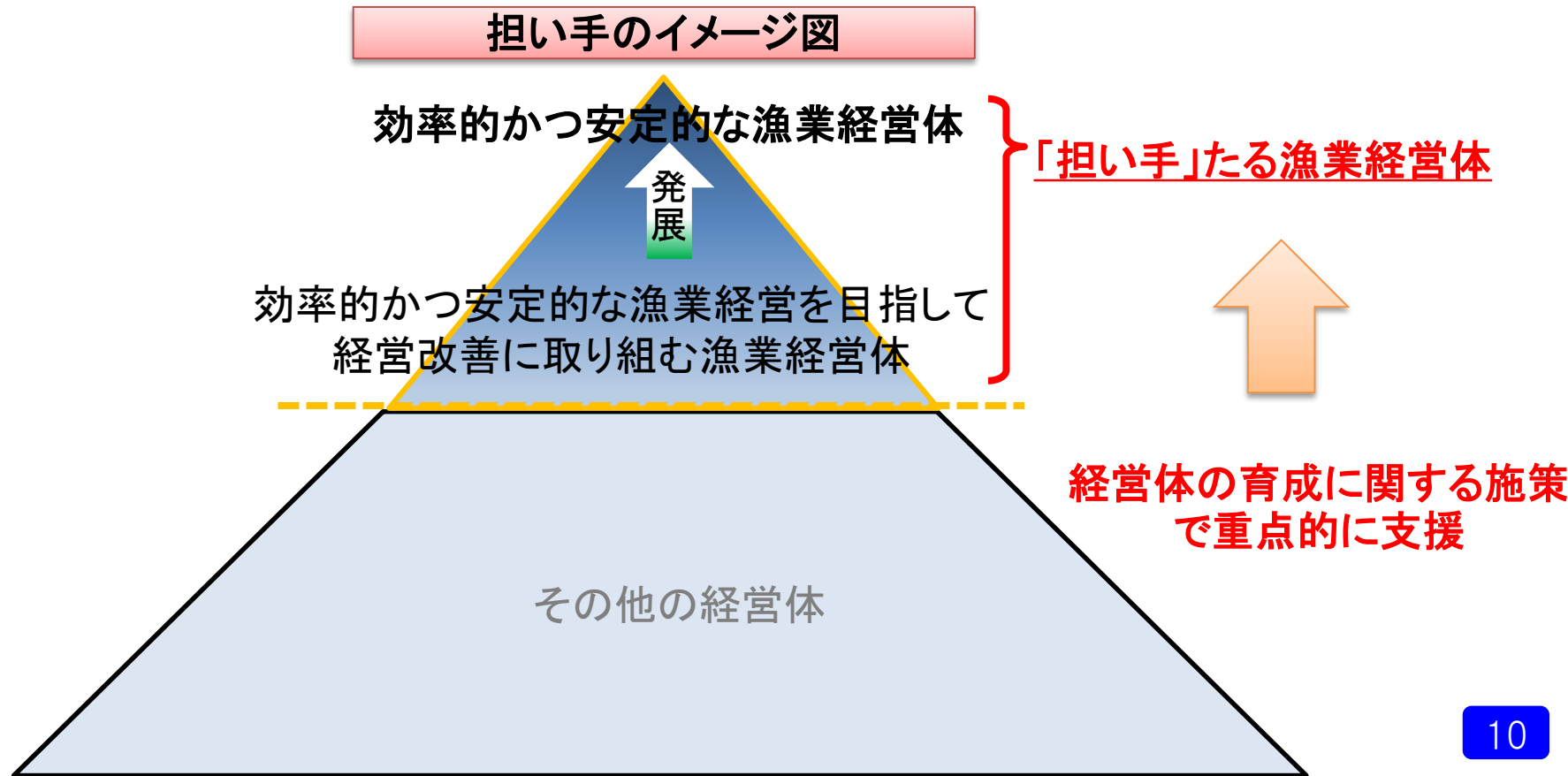
※平成27年は9月末のデータがないため、6月末のデータで代替している。

水産基本計画における記述

平成19年3月	平成24年3月
<p>効第3 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>率2 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立</p> <p>的 将来にわたって水産物の安定供給を確保するためには、<u>短期的に収益が高いだけでなく、将来</u> <u>かにわたって収益が安定するとともに、国際的な競争力を備え継続的に漁業活動を担い得るような</u> <u>つ効率的かつ安定的な漁業経営により漁業生産の大宗が担われ、資源状況に見合った持続可能な生</u> <u>産構造を実現することが必要である。このため、特に、零細な経営規模の経営体が多く、経営体</u> <u>定数が急激に減少している沿岸漁業について、望ましい漁業生産構造の展望を提示する。</u></p> <p>的 な・用語集（別冊） 経効率的かつ安定的な漁業経営 営：他産業と比べてそん色ない水準の所得・収益を確保でき、将来にわたって安定的な漁業を営む 体ことができる経営。</p>	<p>第2 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>3 意欲ある漁業者の経営安定の実現</p> <p><u>資源管理・漁業所得補償対策に加入して漁業・養殖業を営む者は、資源管理や漁場改善に積極的に取</u> <u>り組み、かつ、収入や費用の変動といった経営上の課題の解決のために拠出を行っている者であり、経</u> <u>営発展に取り組む意欲ある者に該当する。</u></p> <p><u>このような者が水産業をめぐる近年の環境の厳しさに適応して経営発展を果たしつつ、将来において</u> <u>も漁業生産を担うことは、基本法に規定された効率的かつ安定的な漁業経営の育成の理念にも合致する</u> <u>ものである。</u></p> <p><u>このような観点から10年後（平成34年度）を目途に、経営として漁業を行う者の大宗（我が国漁業生</u> <u>産額のおおむね9割に相当）が資源管理・漁業所得補償対策に加入しつつ、それぞれの経営にあった施</u> <u>策を活用することにより、より収益性の高い漁業経営を実現することを施策の目標に設定する。</u></p> <p>4 多様な経営発展による活力ある生産構造の確立</p> <p><u>水産物の主要な輸入国でもある我が国が、周辺水域を中心とする水産資源を将来にわたり活用してい</u> <u>くためには、国際競争力のある漁業経営を育成する必要がある。</u></p>
<p>担（上記同項目内にて記述）</p> <p>い 漁業就業者の減少・高齢化の進行に対応して、漁業外からも含め新規就業を促進して<u>将来の漁</u> <u>手業生産を担う若い意欲的な人材を確保し、定住条件の整備や受入意識の向上により漁村への定着</u> <u>を図る。</u></p>	<p>4 多様な経営発展による活力ある生産構造の確立</p> <p><u>漁業への就業情報の提供や現場研修の実施により漁業未経験者の新規就業を促進し、<u>将来の担い手</u></u> <u>の漁業への参入を促進する。その際、地域に根ざした漁業指導が行われるよう、経験豊富な漁業者等を活</u> <u>用する。</u></p>

I. 効率的かつ安定的な漁業経営体の育成<目指すべき漁業構造と施策の重点化>

- 漁業経営体の中で、「担い手」たる漁業経営体を、
 - ① 計画的に資源管理又は漁場改善に取り組みつつ収入の変動を緩和して効率的かつ安定的な経営を目指している「資源管理・収入安定対策」の加入者である個人経営体
 - ② 資源管理計画又は漁場改善計画に参加する法人及び共同経営を行う経営体として、施策を徐々に重点化。
- これによって、効率的かつ安定的な漁業経営体が漁業生産の大宗を占め、限られた水産資源を管理しつつ将来に渡って効率的に利用し、多様化する国民の需要に即し、安定的に水産物を供給し得る漁業構造を達成。



I. 効率的かつ安定的な漁業経営体の育成〈「資源管理・収入安定対策」〉

- 国・都道府県が示す基本方針に沿って漁業者が自主的に行う資源管理と公的な規制による資源管理を組み合わせ、より効率的な資源管理を実施。
- このような資源管理に参加することを条件として、収入安定対策を実施。

国・都道府県の方針に沿って自主的に資源管理・漁場改善に取り組む漁業者

【漁船漁業】

資源管理計画

国や都道府県の指針に基づき、休漁、漁獲量制限、漁具制限等の漁業者自ら取り組む資源管理措置

【養殖業】

漁場改善計画

国の基本方針に基づき、適正養殖可能数量の設定等、漁業者自ら取り組む漁場環境維持・改善措置

漁業収入安定対策
による支援

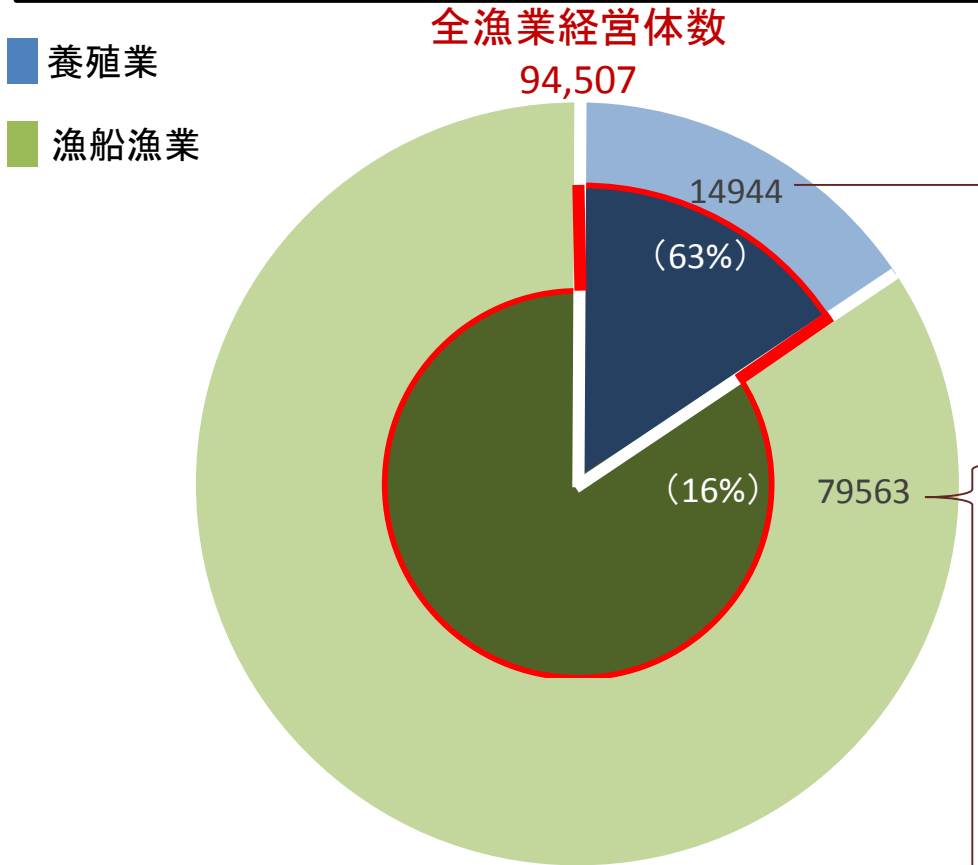
【支援内容】

- 基準収入から一定以上の減収が生じた場合に、減収の9割までを補填(通常8割)
- 当該補填金の積立原資につき、3/4を国庫助成

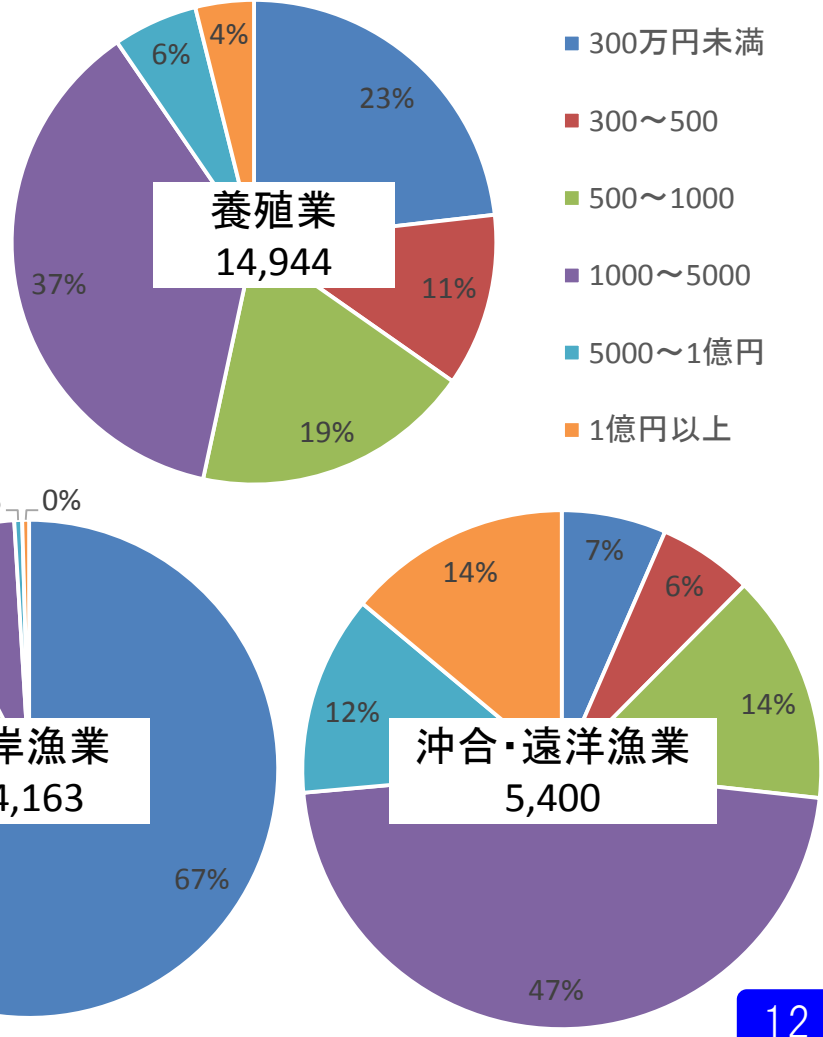
I. 効率的かつ安定的な漁業経営体の育成(「資源管理・収入安定対策」の加入状況)

○ 現行水産基本計画において、漁業生産額の大宗(9割)を担うべき存在とされた「資源管理・収入安定対策」の加入者は、ある程度の生産規模・収入がないと拠出金を支払うメリットがなく、比較的生産規模の大きい個人経営体や法人経営体等が多い養殖業や沖合・遠洋漁業と、個人零細経営体が中心の沿岸漁業では、その加入率が大きく異なっていることが推察される。

漁業種類別経営体数と「資源管理・収入安定対策」の加入率



各漁業の経営体の生産規模



■ 「資源管理・収入安定対策」の加入有
 ※括弧付き数字は各漁業における加入者の割合

I. 効率的かつ安定的な漁業経営体の育成

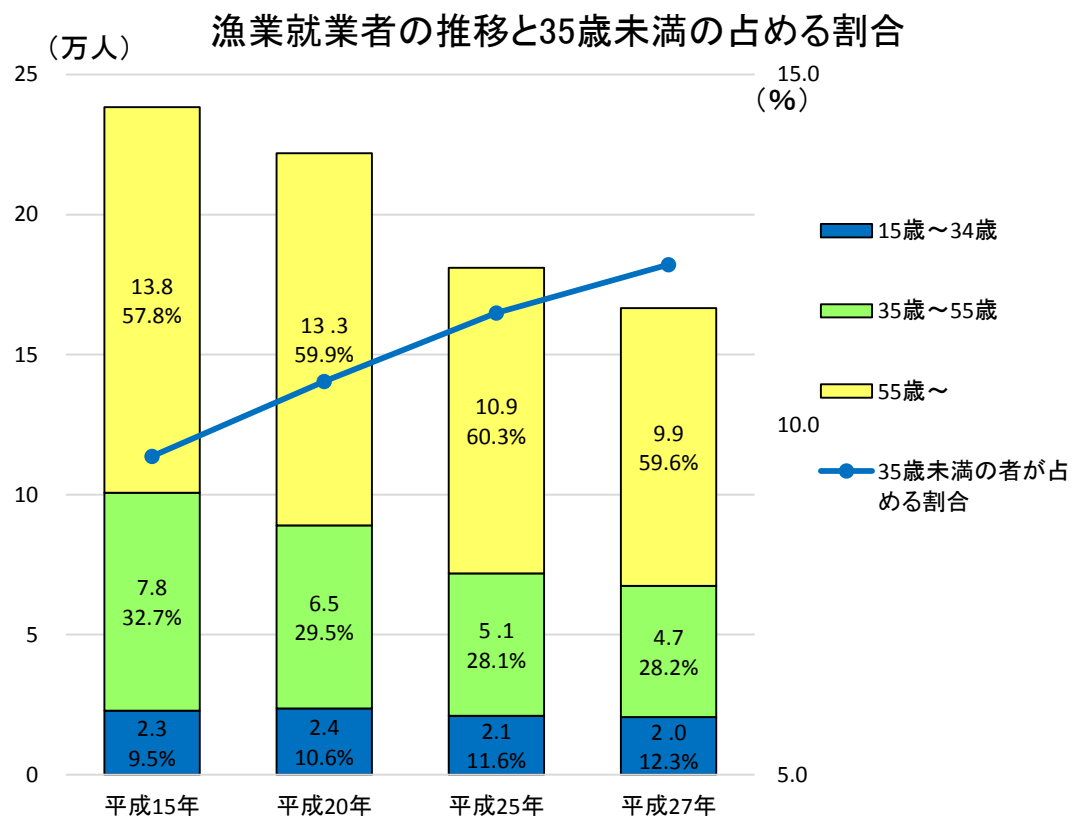
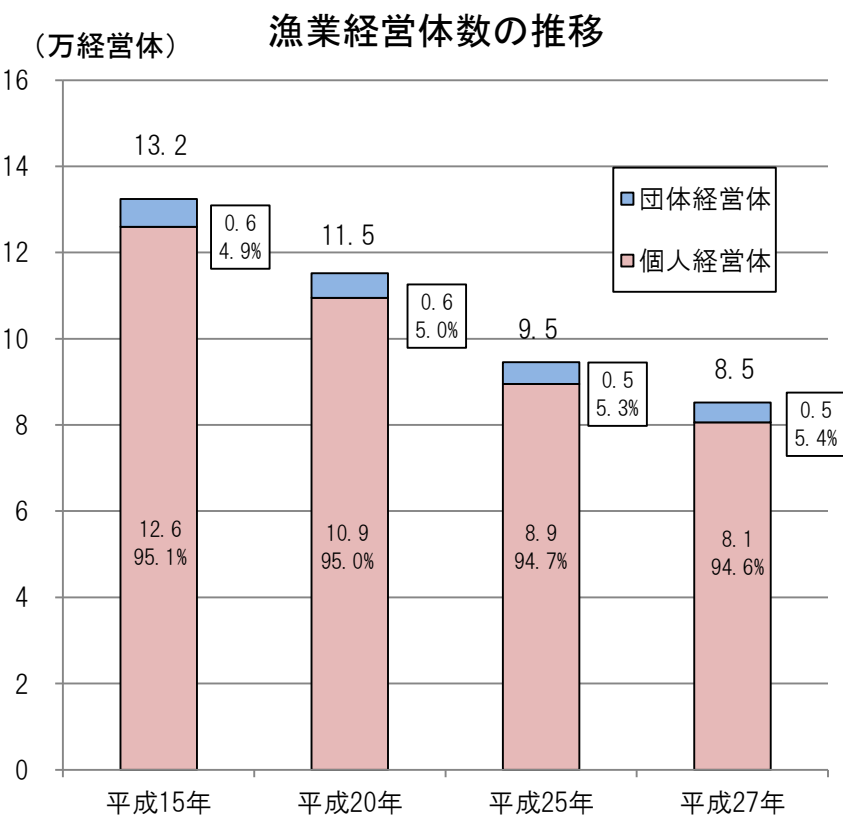
〈施策の重点化にあたっての留意事項〉

- 我が国の水産物の多様性が維持される形で水産物の安定供給を達成するためには、多種多様な漁業・養殖業の事情を踏まえた形で、構造改革を進めていく必要。
- 漁業の持つ多面的機能や集落維持機能を考えれば、施策体系を「担い手」に集中・重点化すべき漁業経営に関する施策と、そうでない施策（離島交付金や水産多面的機能発揮対策交付金のような地域政策的施策）に整理することも必要。

Ⅱ.新規就業者の育成・確保

Ⅱ. 新規就業者の育成・確保 〈漁業経営体・漁業就業者をめぐる現状〉

- 高齢化の進展により漁業経営体数は年々減少しており、平成27年には平成15年から約30%減の約8.5万経営体。
- 同様に漁業就業者数も年々減少しており、平成27年には平成15年から30%減の約16.7万人。
- 漁業就業者のうち、55歳以上の就業者が60%を占め、依然として高齢者が多い状況。
- 一方、35歳未満の若手の就業者が占める割合は微増傾向。



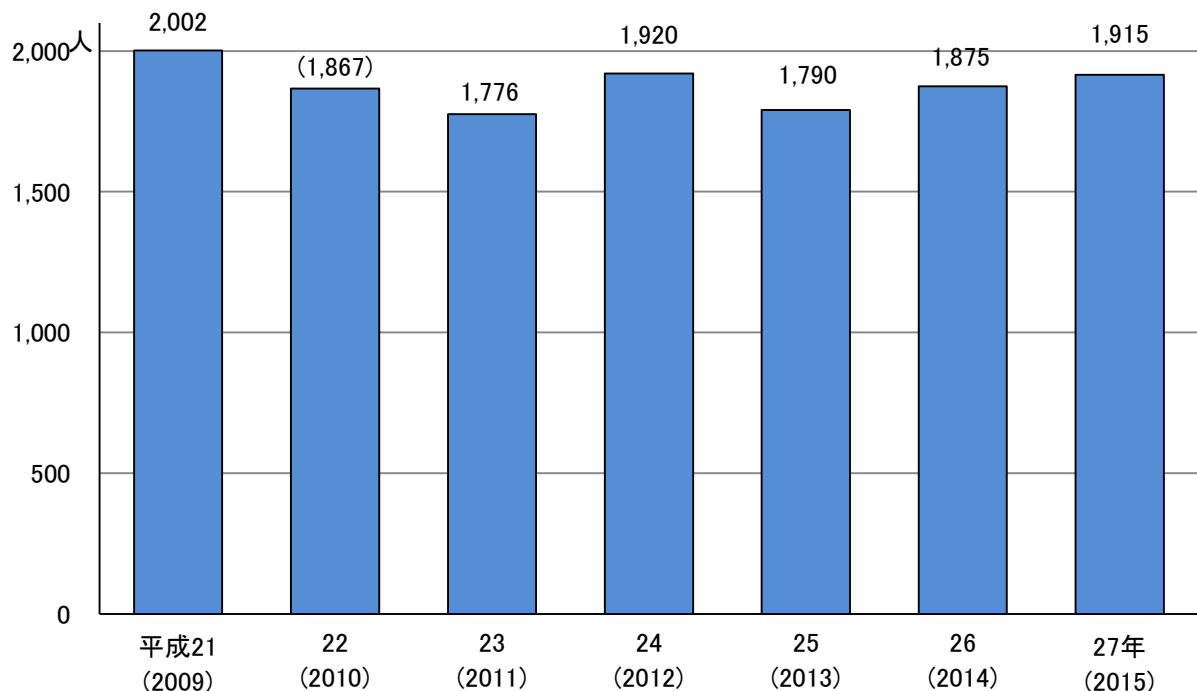
資料: 農林水産省「漁業センサス」(平成15年～平成25年)、「漁業就業動向調査」(平成27年)
 注: 1) 構成割合(%)は漁業経営体の合計を100%として算出。
 2) 漁業経営体とは過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

資料: 農林水産省「漁業センサス」(平成15年～平成25年)、「漁業就業動向調査」(平成27年)
 注: 1) 「漁業就業者」とは満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者(養殖業も含む)。
 2) 構成割合(%)は漁業就業者の合計を100%として算出。
 3) 平成20年以降は、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市町村に居住している者を含んでおり、平成15年のセンサスとは連続しない。

Ⅱ. 新規就業者の育成・確保 〈新規漁業就業者をめぐる現状〉

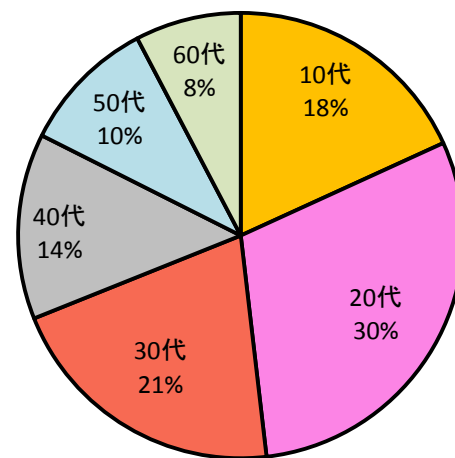
- 新規漁業就業者数は平成21年以降横ばいで推移しており、概ね2,000人程度を確保。
- 新規漁業就業者は比較的若い世代が多く、平成27年に漁業に就業した者のうち、40歳未満の者は約7割。

新規漁業就業者数の推移



資料：都道府県が実施している新規就業者に関する調査から推計。
平成22年は、東日本大震災により、岩手県、宮城県、福島県の調査が実施できなかったため、平成21年の新規就業者数を基に、3県分を除いた全国のすう勢から推測した値を用いた。

新規漁業就業者数の年齢組成 (平成27年)

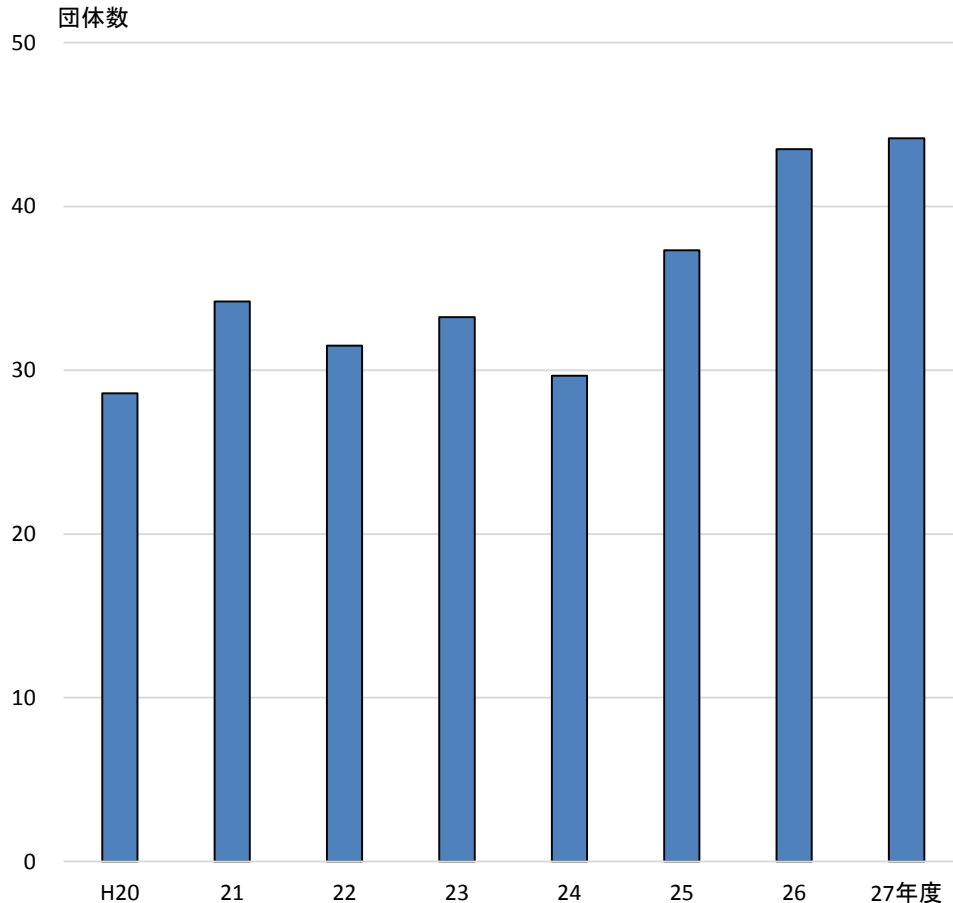


資料：都道府県が実施している新規就業者に関する調査から推計
※ 平成27年の新規漁業就業者数を100%として各年齢層の割合を算出。

Ⅱ. 新規就業者の育成・確保 〈高齢化と就業者減少による影響〉

- 高齢化と就業者の減少は漁業経営体のみならず地域にも大きな影響を与えているため、新規就業者へのニーズは高まっている。

漁業就業支援フェアへの出展数(1回あたり平均)



資料: (一社)全国漁業就業者確保育成センターによるとりまとめ

経営体におけるニーズの背景

- 事例1 : 老朽化した船を高性能なものに更新したいが、配乗人数を満たせないため建造を見送らざるをえない。(A県)
- 事例2 : 船員の高齢化により作業効率が落ちている。また、ぎりぎりの人数で操業しているため、1人病気になっただけでも出漁できず、生産性が低下している。(B県)

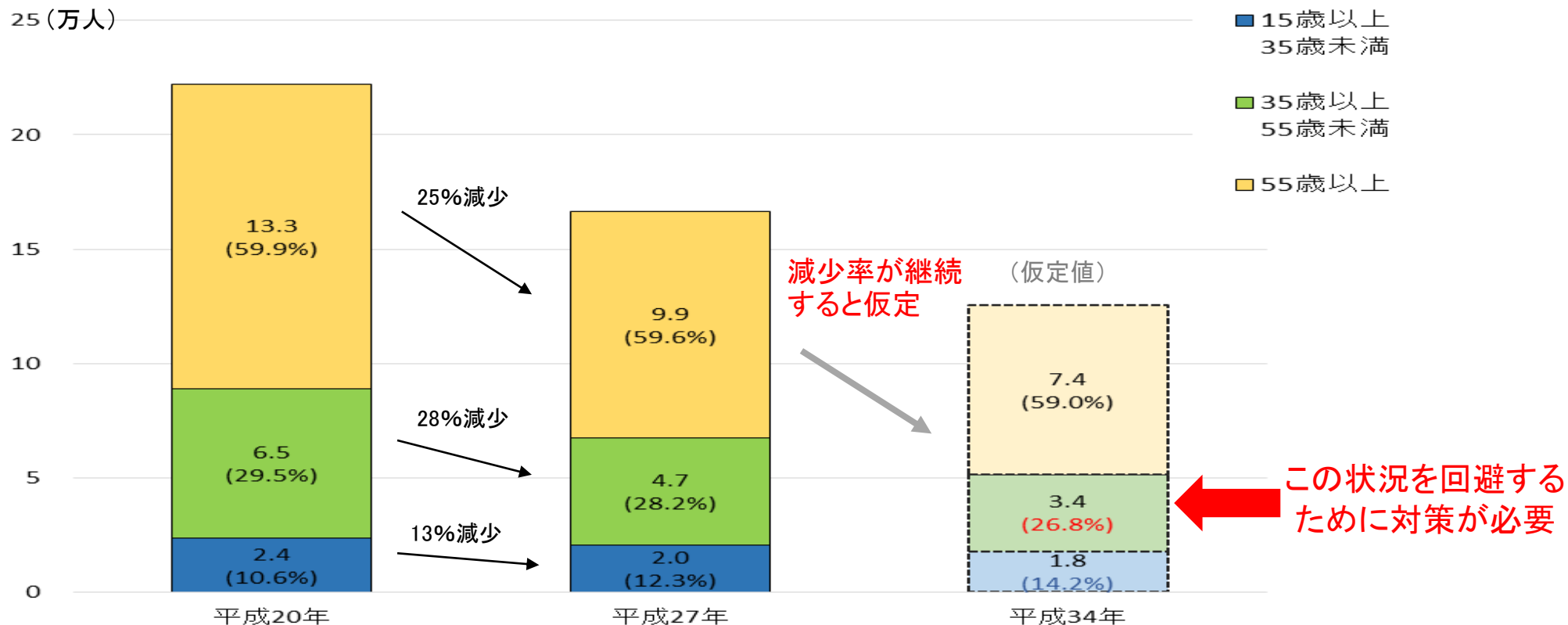
地域におけるニーズの背景

- 事例1 : 零細漁業者の廃業が進み、地域コミュニティの維持が困難になっている。(C県)
- 事例2 : 漁業就業者の減少により、地域全体の漁業生産規模が縮小し、関連産業も縮小している。(D県)
- 事例3 : 高齢化による廃業が経営体数の減少に直結し、漁業生産量が急激に減少している。(B県)

Ⅱ. 新規就業者の育成・確保 〈漁業就業者数の予測〉

- 平成20年から27年にかけて、15歳以上35歳未満の者は13%、35歳以上55歳未満の者は28%、55歳以上の者は25%減少した。
- 今後これらの傾向が継続すると仮定すると、平成34年には漁業就業者のうち15歳以上35歳未満の者が占める割合は12.3%から14.2%に増加する一方、35歳以上55歳未満の者は28.2%から26.8%に減少する。

漁業就業者数の予測



Ⅱ. 新規就業者の育成・確保〈漁業から離職した者の離職理由〉

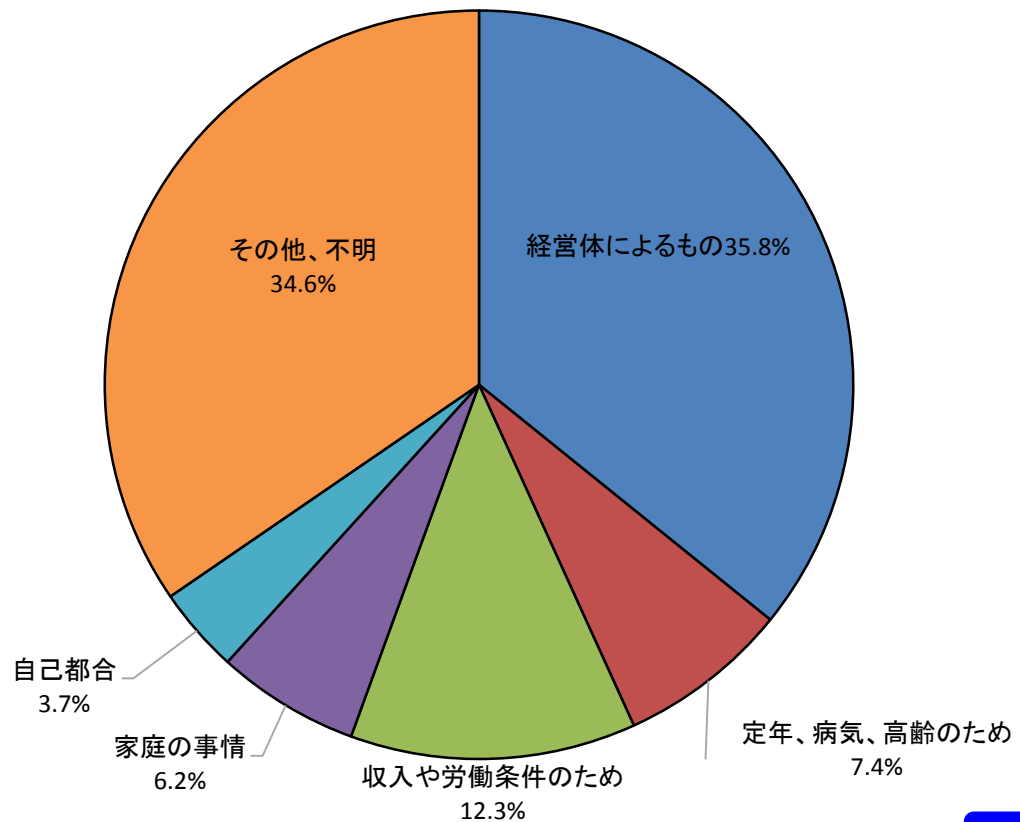
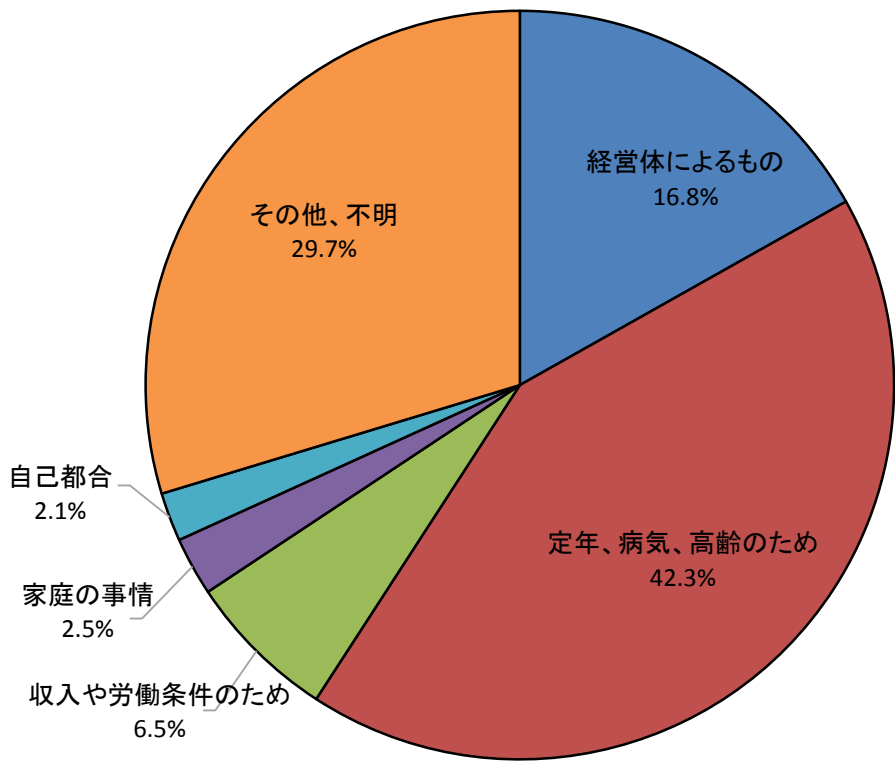
○ 35歳以上55歳未満の者の離職理由は「経営体によるもの」の他、「収入や労働条件のため」を理由とするものが多い。

漁業から離職した者の離職理由(平成19年10月～24年10月)

全年齢

35歳以上55歳未満

※「経営体によるもの」とは、業績悪化、倒産、解雇など



資料:総務省「就業構造基本調査」(平成24年)

Ⅱ. 新規就業者の育成・確保 〈新規就業者の確保と今後の方向性〉

現在の対応

新規漁業就業者総合支援事業により漁業就業者の確保と育成を実施。

- ① 就業準備段階にある者への支援
 - ・漁業の就業情報の提供、就業準備講習会や就業相談会の開催
 - ・漁業への就業に向け、漁業学校等で学ぶ若者に対する資金を給付
- ② 漁業への新規就業・定着促進のための支援
 - ・新規就業者の漁業現場での実地による長期研修(最長3年間)を支援
 - ・漁業活動に必要な技術や経理・税務、流通・加工、漁船操業の安全等の知識の習得を支援



減少率の高い35歳以上55歳未満の年代の流出に歯止めをかけるためにも、「担い手」に施策を集中するべきではないか。

今後の方向性

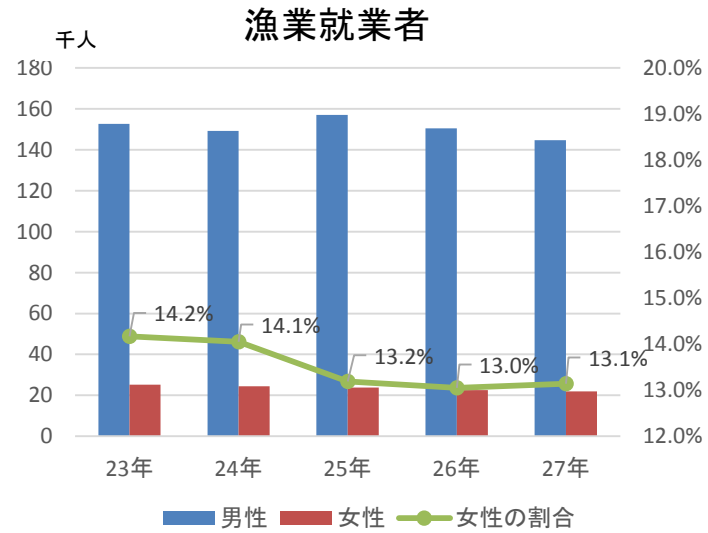
- 被雇用者として就業する者にとっては、計画的な資源管理の下で効率的な経営を目指す「担い手」たる 経営体への就業を支援し、定着を促進。
- 自営・独立者として就業する者にとっては、地域が「担い手」として育成しようとする者に対し支援。

Ⅲ. 水産業における女性の参画の促進

Ⅲ. 水産業における女性の参画の促進

【現状】

- ・ 漁業就業者における女性の割合は、約13%となっている。
- ・ 女性は、主として加工等の陸上業務を担当している。
- ・ 漁協系統組織における幹部登用は、約0.5%となっている。
- ・ 女性への支援施策は、漁村女性地域実践活動促進事業（漁村女性の資質の向上のための支援、漁村コミュニティにおける様々な活動等を支援）、強い水産業づくり交付金のうち水産業強化対策事業・産地水産業強化支援事業（子供待機室、調理実習室等の「女性等活動支援拠点施設」の整備を支援）、漁協系統経営・組織力基盤強化促進事業（漁協等の役職員のスキルアップを支援）を実施。



平成23、24年は東北3県を除く値である。
 出典：農林水産省「漁業就業動向調査報告書」、平成25年「漁業センサス」

水産加工業従事者状況

計	68,282人 (100.0%)
男性	25,926人 (38.0%)
女性	42,356人 (62.0%)

出典：農林水産省「漁業センサス」

漁業協同組合役員に占める女性の割合

年	役員数	女性役員数
平成21年 (2009)	10,706人	33人 (0.3%)
22 (2010)	10,305人	38人 (0.4%)
23 (2011)	10,170人	39人 (0.4%)
24 (2012)	9,980人	37人 (0.4%)
25 (2013)	9,766人	44人 (0.5%)
26 (2014)	9,573人	44人 (0.5%)

出典：農林水産省「水産業協同組合統計表」

Ⅲ. 水産業における女性の参画の促進

【方向性】

- 漁村・水産業分野の特性を踏まえつつ、第4次男女共同参画基本計画に沿ったものとする必要がある。
- 女性の漁村・水産業への参画拡大やそのための働きやすい環境を整備するため、女性が中心となって取り組む多種多様な活動を促進し、女性の活躍の場を創出。
- 活動に必要な知識・技術の習得や優良な取組成果の普及による漁村・水産業における女性の社会参画を推進。
- 漁業協同組合等の役員等の登用について、自主的な目標設定及びその達成に向けた普及啓発等の取組を推進。

IV. 融資・信用保証等の経営支援 の的確な実施

IV. 融資・信用保証等の経営支援の的確な実施

➤ 漁業は、設備投資の額が大きい一方、経営が自然環境等に左右されやすい産業であるとともに、漁業者等の信用力・担保力も低いことから、漁業者等の円滑な資金調達を推進するため、漁業関係制度資金や漁業信用保証保険制度を措置するとともに、利子助成等の支援を実施。

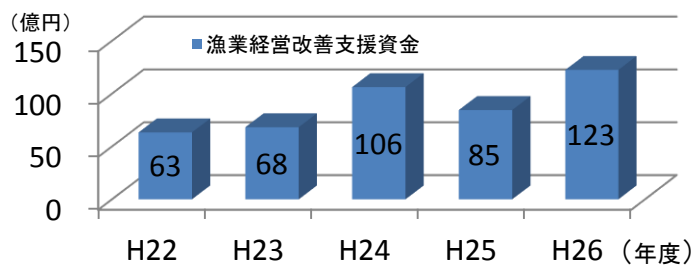
【漁業関係制度資金】

漁業者等の円滑な資金調達を推進するため、政府関係金融機関(日本政策金融公庫等)による資金の融通、国・地方公共団体による財政資金の融通、民間金融機関の貸出に対する利子補給等を実施。

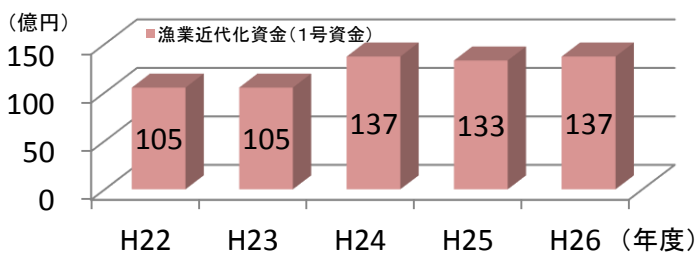
主な制度資金の種類

資金名	概要
① 漁業経営改善支援資金(公庫資金)	漁業経営改善計画の認定を受けた者がその漁業経営改善計画の達成に必要な長期資金
② 農林漁業セーフティネット資金(公庫資金)	自然災害や社会的・経済的環境変化等により経営の維持安定が困難となった漁業者が、一時的影響に緊急に対応するために必要な長期資金
③ 沿岸漁業改善資金	「沿岸漁業改善資金助成法」に基づき、沿岸漁業従事者等が自主的にその経営・生活の改善等に取り組むために都道府県が融資する無利子資金
④ 漁業近代化資金	漁船、漁具、養殖施設等の資金について、政府又は都道府県が利子補給する低利資金
⑤ 漁業経営維持安定資金	政府又は都道府県が利子補給する固定化債務の整理等のための資金
⑥ 漁業経営改善促進資金	漁業経営改善計画の認定を受けた者の経営改善のための低利の短期運転資金

漁業経営改善支援資金(公庫資金)の融資実績



漁業近代化資金(漁船建造資金)の融資実績



出典: 日本政策金融公庫「業務統計年報」及び水産庁調査

国による関連施策(実質無利子化)

＜漁業経営基盤強化金融支援事業＞

経営改善のための設備投資の促進や漁業経営の再建を図るため、認定漁業者及び自然災害による被災漁業者等が借り入れる資金に対して、その金利を実質無利子化するための利子助成を実施。

＜水産業競争力強化金融支援事業＞

水産業競争力強化のための設備投資を促進するため、広域浜プランに基づく漁船リース事業者等が借り入れる資金に対して、実質無利子化するための利子助成や保証料助成等を実施。

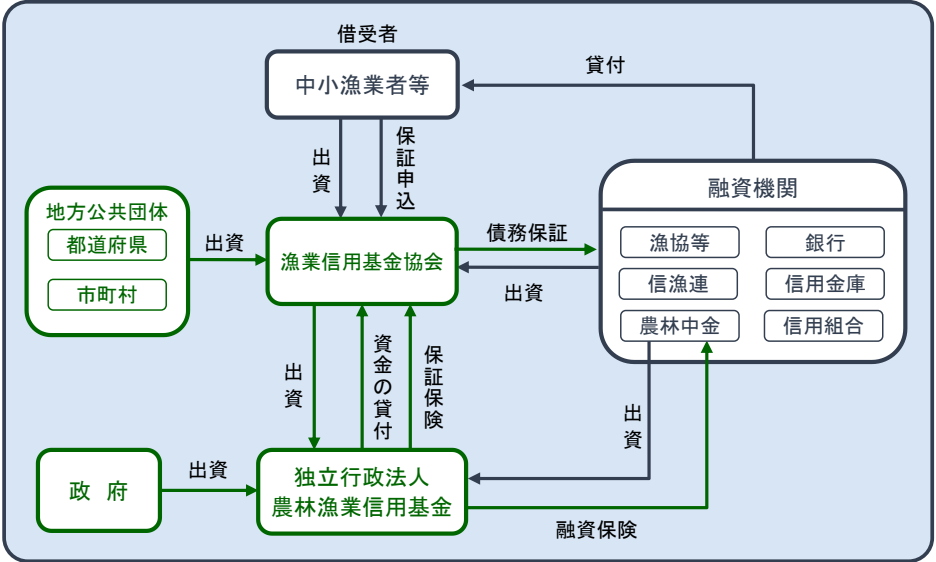
IV. 融資・信用保証等の経営支援の的確な実施(その2)

【漁業信用保証保険制度】

漁業者等の信用力を補い、資金の円滑な融通を図るため、

- ① 金融機関の中小漁業者等に対する貸付けについて、各県の漁業信用基金協会が債務保証を行うとともに、
- ② その債務保証のリスクを軽減するため、独立行政法人農林漁業信用基金が保証保険等を実施。

漁業信用保証保険制度の概要



漁業信用基金協会(42協会)の保証引受額(H27)

新規保証引受額	6,734件	807億円	出典: 漁業信用基金中央会「漁業信用基金協会の保証状況等」
保証残高	28,738件	2,208億円	

(独)農林漁業信用基金の保証保険引受額(H27)

新規保険引受額	4,847件	781億円	出典: (独)農林漁業信用基金HP
保険価額残高	22,176件	2,137億円	

国による関連施策(実質無担保・無保証人化等)

- <漁業者保証円滑化対策事業>
積極的な設備投資等を促進するため、認定漁業者等を対象に、保証人は不要、担保は漁船等の漁業関係資産に限定した融資の保証に係る回収金の減少見合いについて、漁業信用基金協会及び農林漁業信用基金に補助。
- <水産業競争力強化金融支援事業(再掲)>

【対応の方向】

漁業関係制度資金や漁業信用保証保険制度は、資金の円滑な融通を通じて漁業者等の経営にとって重要な役割を果たしていることから、引き続き、漁業者等の資金の借入れや信用保証に係る負担軽減を推進。